

政務活動費 会計帳簿

議員氏名：近藤 永太郎

(単位:円)

2023年 4月

年月日	使途	用途項目	請求書 監理 基準	支払(収入)内容 (額面及び数量等を記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (繰数引替)	支払先 備考
2023/4/11	A 調査研究費	1 ガソリン代			4,286	50%	2,143	大八木石油((株))	
2023/4/3	H 事務所費	2 電気(従量電灯)			3,696	75%	2,772	関西電力(株)	3月分
2023/4/3	H 事務所費	3 電気(低圧電力)			5,062	75%	3,796	関西電力(株)	3月分
2023/4/21	H 事務所費	4 事務所 ガレージ賃借料			80,000	75%	60,000		5月分
2023/4/6	I 人件費	5 トータルサービス料金			6,493	75%	4,869	■エフイルムビズネスイベーションジャパン(株)	4月(2月分)
2023/4/10	I 人件費	6 電話(393-7729)			12,670	75%	9,502	西日本電信電話(株)	3月(2月分)
2023/4/13	I 人件費	7 トナー			31,185	75%	23,388	株式会社 ワエダ本社	
2023/4/25	I 人件費	8 コピー機リース代			4,042	75%	3,031	NTT・TCリース(株)	4月分(15/71)
2023/4/25	J 人件費	9 事務所 職員給与			96,693	75%	72,519		4月分
2023/5/25	J 人件費	10 厚生保険料			34,500	75%	25,875	京都西年金事務所	4月分
2023/4/3		政務活動費		400000		100%	0		

区分	項目名	支出件数	収入計(A)	支出計(B)	計上計(C)
A 調査研究費		1件		4,286	2,143
B 研修費		0件		0	0
C 広報広報費		0件		0	0
D 要請陳情等活動費		0件		0	0
E 会議費		0件		0	0
F 資料作成費		0件		0	0
G 資料購入費		0件		0	0
H 事務所費		3件		88,758	66,568
I 事務費		4件		54,390	40,790
J 人件費		2件		131,193	98,394
		10件	400,000	278,627	207,895
					(A)-(C) 192,105

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎			整理番号	/
費 用 目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	管内調査交通費(ガソリン代)				
支 払 金 額	4,286円	按分率	50%	計 上 額	2,143円
按分率の考え方	政務活動の割合(使用距離等)が明らかでないため				
備 考					

領収書

2023/04/11(火)10:43

近藤永太郎事務所 様

¥4,286

<内訳>現金 上記正に領収しました

但し ガソリン 代として

※本署保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

大八木石油(株)

上桂

京都府京都市西京区
上桂三ノ宮町34-1
TEL:075-381-7717No.5379 担当:16 市田 紗音
POS01
2023/04/11

apollostation

大八木石油(株)
上桂
京都府京都市西京区
上桂三ノ宮町34-1
TEL:075-381-7717 SS:40154-14193

支店: 上月市田

2023/04/11(火) 10:43 伝票No.5379
取引通番 4224

現金会員 様

現金会員 * 車番 [REDACTED]

012000	8557	レギュラーガソリン 外POS	¥3896
数量	23.94L	単価	@162.72
(内ガリ)税	@53.8		¥1288)
小計			¥3896
消費税(対象)			¥390

合計 ¥4,286

係員: 市田 紗音 02
処理日付: 2023/04/11 8557-8557
100取引

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券

500円分をプレゼント!

毎月1,000名様に!



回答はこちらから▶

当店ご利用後10日後まで

第8号様式（第7条関係）

2023年度 事務所状況等説明書

議員名 近藤 永太郎

① 政務活動の拠点	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地	住所:京都市西京区桂千代原町62-2 電話: 075-393-7729	延べ床面積 56.0 m ²	
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借物件 (貸貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係: [REDACTED]) <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地: [REDACTED]) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ())	
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係: [REDACTED]) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係: 従弟甥 [REDACTED]) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者)	
⑥ 基本的な考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 140時間 (X) 内、政務活動使用時間 105時間 (Y) (Y) / (X) = 105 / 140 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合	<input type="checkbox"/> 按分率 3/4 [REDACTED]
	人件費	<input type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 140時間 (X) 内、政務活動業務時間 105時間 (Y) (Y) / (X) = 105 / 140 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合	<input type="checkbox"/> 按分率 3/4 [REDACTED]
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 3/4 (按分率の考え方: ⑥と同率)		
⑧ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 3/4 (按分率の考え方: ⑥と同率)		
⑨ 光熱水費等の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 3 / 4 (按分率の考え方: ⑥と同率)		

⑩ 固定電話・ インターネット等 通信費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 3/4 (按分率の考え方： ⑥と同率)																								
⑪ その他の 事務費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 3/4 (按分率の考え方： ⑥と同率)																								
⑫ 人件費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <table> <tr> <td>□ 生計を一にしない親族</td> <td>人</td> <td>按分率</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(按分率の考え方：</td> </tr> <tr> <td>□ 関連会社等の役員・社員</td> <td>人</td> <td>按分率</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(按分率の考え方：</td> </tr> <tr> <td>■ 上記以外の第三者</td> <td>1人</td> <td>按分率</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(按分率の考え方： ⑥と同率)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">計 1人</p>	□ 生計を一にしない親族	人	按分率	/	(按分率の考え方：				□ 関連会社等の役員・社員	人	按分率	/	(按分率の考え方：				■ 上記以外の第三者	1人	按分率	3/4	(按分率の考え方： ⑥と同率)			
□ 生計を一にしない親族	人	按分率	/																						
(按分率の考え方：																									
□ 関連会社等の役員・社員	人	按分率	/																						
(按分率の考え方：																									
■ 上記以外の第三者	1人	按分率	3/4																						
(按分率の考え方： ⑥と同率)																									
⑬ 私的活動 又は関連 会社等の 業務との 混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所 有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (□ 事務所賃借料 □ 駐車場代 □ 光熱水費等 □ 固定電話等通信費 □ その他の事務費 □ 人件費)																								
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) ■ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ■ 職員の雇用契約書の写し ■ 勤務実績表																								
⑮ 補足事項 等																									

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社そ
の他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間
で記載してください。
 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、
人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分

ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分

イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

事務所賃貸借契約書

	新規
○	更新

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 近藤永太郎 は本契約書及び裏面記載の事務所賃貸借契約約款により、下記に表示する事務所に関する賃貸借契約を締結する。

I. 目的物件の表示

所在地 京都市西京区桂千代原町62-2

名称 千代原町貸し事務所

構造・規模 プレハブ二階建て事務所、一階部分 56m²

II. 契約期間

平成30年 1月 1日から平成32年12月31日までの3年間
(以後3年毎更新)

現在、令和8年12月31日まで有効

III. 契約条件

賃料(月額)	金 50,000 円也		

IV. 賃料の支払い期限及び支払い方法

支払期限	翌月分を毎月末までに支払う。
支払方法	1. 銀行振込

特約事項

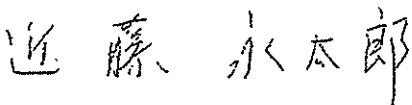
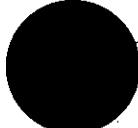
本契約の成立を証するために本書2通を作成し、各自記名押印のうえ賃貸人、賃借人が各1通を保持する。

平成 29 年 12 月 20 日

賃貸人(甲) 住 所 

氏 名  

賃借人(乙) 住 所 京都市西京区桂乾町75

氏 名  

事務所賃貸借契約約款

第1条 (目的)

この約款は、事務所(区分建物の一住宅ほか)の賃貸借契約について、当事者が契約の締結に際して定めるべき事項、及び当事者が契約の履行に關して互いに遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

第2条 (表示及び用語)

1. この約款においては、賃貸借契約の当事者について賃貸人を「甲」、賃借人を「乙」とする。
2. 甲が乙に賃貸する目的物件(以下「本物件」という)の表示、及び本契約の条件等必要な事項は契約書に記載する。

第3条 (使用目的)

乙は、本物件を事務所の用途以外の目的に使用してはならない。

第4条 (契約の更新)

1. 乙が契約の更新を希望するときは、賃貸借期間満了の1ヶ月前までに甲に申し出をし、甲に異議が無ければ、本契約を更新することが出来る。ただし、合意更新、法廷更新を問わず本契約が更新される場合は、乙は契約書記載の更新料を更新時までに甲に支払わなければならない。
2. 本条は、次回の更新以降も同様とする。

第5条 (賃料及び共益費等)

1. 乙は毎月、契約書記載の賃料、共益費等を、契約書記載の支払期日までに甲の指定する方法により支払う。この場合、甲が金融機関への振込による支払いを指定したとき、振り込み手数料は乙の負担とする。
2. 本契約期間の開始日が月の中途である場合は、開始日の属する月の賃料、共益費等は日割り計算とする。

第6条 (賃料等の変更)

1. 契約期間内といえども、物価の高騰、土地・建物に対する公租公課の増加、設備の改善、維持管理費の増加が認められたとき、及び近隣の物件の賃料、共益費等に比較して当該賃料、共益費等が不相当になったときは、甲、乙協議の上改定できるものとする。
2. 本条は、第4条の契約更新の際にも適用する。

第7条 (延滞損害金)

乙が賃料及び共益費等の全部、又は一部の支払いを怠ったときは、納付期日の翌日から年率14.5%の割合で延滞損害金を甲に支払わなければならぬ。ただし天災地変その他不可抗力によるものと甲が認めたときは、減免することができる。

第8条 (負担義務)

電気、ガス、上水道及び下水道の使用契約は、乙が直接施設者とおこなうものとする。ただし、法規及び建物の構造上これが出来ないときは、甲も乙に代って契約することができる。この場合、名義の如何に関わらず、その契約によって生ずる使用料の支払い義務は乙が負うものとする。

第9条 (転貸、権利譲渡の禁止)

乙は、本契約に基づく権利又は義務の全部、もしくは一部を第三者に譲渡したり、転貸することは出来ない。

第10条

乙は、次の各号に掲げる事をしてはならない。

- ① 目的物件内に、危険物、重畳物、衛生上有害な物質及びその他近隣より苦情が出る物品の持込をすること。
- ② 甲が指定する場所以外に、車両(自動車・自転車・バイク等)を搬入、格納、放置すること。
- ③ 建物内における喧嘩、騒音、電波障害となる機器の使用、設置等をすること。
- ④ 近隣に対して迷惑となる行為をすること。特に早朝(午前7時以前)や深夜(午後10時以後)の静寂を破る行為(麻雀・カラオケ等)をすること。
- ⑤ 覗き見、窃行、無断他室侵入、集会、窃盗等の公序良俗に反する行為をすること。又、善良なる管理者の注意義務に欠ける行為をすること。
- ⑥ 賭博行為、競輪、競馬、競艇等のノミ行為や、売春、麻薬、覚醒剤等の密造、密売その他刑法ならびに各刑法規に抵触するような行為をすること。
- ⑦ 電気、ガス、水道等の既設容量を変更しなければならない器具、機械や、上水道及び下水道等に支障をきたす器具、機械を設置もしくは使用すること。
- ⑧ 目的物件内や建物内において鳥獣類の飼育をすること。又、一時的にそれを預かること。
- ⑨ 廊下、階段その他の共用部分を本来の目的以外に使用すること。

第11条 (原状変更)

乙は、造作、設備の新設、除去、変更その他目的物件内において目的物件を一部変更しようとするときは、あらかじめ書面にて甲に申請し、甲の書面による承諾を得なければならない。

第12条 (修理)

甲は、乙の責めによらない損耗により目的物件がその使用に支障を生じたときは、その修理義務を負う。ただし、乙の攻めに基づく目的物件毀損については乙がその修理の義務を負うものとし、甲の指定に基づき、乙においてこれを修理して原状に復するか、あるいはこれによつて被害を賠償しなければならない。

第13条 (不在通知) 乙が、相当の期間にわたる外出、外泊等により留守にする場合は、甲に対して事前に通知しなければならない。

第14条 (立入点検)

1. 甲が、目的物件の維持管理の上で目的物件内の点検、修理等が必要と認めたときは、甲及び甲の使用人、又は甲が指定した者は、乙に通知することにより目的物件内に立ち入り、必要な措置をとることができる。
2. 防火、防犯、救護等、緊急の必要があるときは、甲及び甲が指定した者は、無断で目的物件内に立ち入り、必要な措置をとることが出

第15条 (契約解除)

乙が次の各号に該当するときは、あらためて契約解除の通知をすることなく、本契約の解除をすることができる。

- ① 第3条に掲げる使用目的を変更したとき 第12条規定の禁止事項に該当したとき。
- ② 賃料等、その他の債務の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
- ③ 目的物件の全部又は一部の賃借権を譲渡したり転貸したとき。
- ④ 甲の書面による承諾が得られないまま目的物件の一部を改造、もしくは模様替えを着手したとき。
- ⑤ 他の賃借人の占有に著しい妨害を与えたとき。
- ⑥ 正当な事由なしに、甲及び甲の使用人、又は甲が指定した者から指定した期間内に更新の契約を締結しないとき。
- ⑦ 支払い停止、もしくは支払い不能の状態となったとき、又、著しく信用を失墜する事実があったとき。
- ⑧ 乙及び乙の同居人等が、反社会的集団(暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等)の構成員、又はこれに準ずる物と判明したとき。
- ⑨ 乙が前項に掲げる者の事務所や宿泊所等の表示をしたとき、又は乙が前項に掲げる者の事務所や宿泊所等として使用したとき。
- ⑩ その他、本契約の各条項に違反したとき。

第16条 (期間内解約)

乙が本契約を解約しようとするときは、1ヶ月以前の予告をもってその旨を甲、もしくは甲が指定した者に申し入れなければならない。この申し入れは書面をもって行ない、これを撤回、もしくは取り消すことは出来ない。

前項前段の規定に関わらず、乙は、解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料、共益費等を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過するまでの間に、本契約を解約することが出来る。

甲が本契約を解約しようとするときは、6ヶ月以前の予告をもって、その旨を書面にて乙に申し入れ解約することができる。

(明け渡し)

本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了したとき、乙は甲、もしくは甲が指定した者の目的物件内立入検査等を受けたうえ、目的物件を原状に回復し、甲に明け渡すものとする。ただし、甲の承諾を得て付加した造作等についてはこの限りではない。

甲は乙の依頼により、乙に代わって目的物件の原状回復による修復ができるものとする。

乙が目的物件を明け渡し後、目的物件内に残置した物品等があるときは、その物品等の所有権を乙が放棄したものとし、甲はこれを処分することができ、乙はこれに異議申し立てをすることはできない。

本契約が終了する日までに、乙が目的物権を明け渡さないときは、本契約終了の翌日より明け渡し完了に至るまでの間に、甲がこうむった損害等を、乙が金銭により賠償しなければならない。

乙は、目的物件の明け渡しまでに電気、ガス、水道等の閑栓手続きをし、使用料等を清算しなければならない。

(契約の終了)

目的物件が汚染、もしくは火災等の不可抗力により使用不可能となったときは、この契約は当然に終了する。

第17条 (管轄裁判所)

本契約に關し、甲乙間に紛争が生じたときは、京都地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第18条 (規定外事項)

本契約に定めの無い事項、又は本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、関係法令ならびに慣習に従い、甲乙信義を旨として誠意を持って協議解決するものとする。

第19条 (付属特約他)

本契約締結時、必要に応じ本契約に付属の特約を設け、締結することができる。

本契約について追加事項、変更事項が生じた場合は、別紙覚書を取り交わすことによって本契約の各規定に替える事ができる。

乙は甲に対し、団体的な交渉は一切することはできない。

乙が解除、解約、その他により目的物件を明け渡したとき、契約の際に渡した部屋鍵等を紛失していた場合は、甲に鍵交換に掛る費用を実費で支払わなければならない。

駐車場賃貸契約書 覚書

1. 賃貸駐車場の所在地

所在地	[REDACTED]
-----	------------

2. 管理人

住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]		

3. 賃借人

住所	京都市西京区桂千代原町62-2	電話	075-393-7729
氏名	近藤 永太郎		

4. 契約車両

メーカー	指定無し	車名	
登録No.	指定無し	車体色	

5. 契約期間

始期	平成 30 年 04 月 01 日から	03 年 00 月 間
終期	平成 33 年 03 月 31 日まで	現在令和6年3月31日まで有効

3. 賃料など

賃料	30,000円/月	毎月翌月分を月末までに支払うこと。
支払方法	・ 持参	持参先は上記の管理人宅まで
	・ 振込	振込先金融機関 普通預金口座No. [REDACTED]
		口座名義人 [REDACTED]

駐車場管理規程

1. 修繕など管理者の都合により、本物件の一部または、全部の共用を一時、休止することが出来る。
2. 本物件内において、他の車両、駐車施設等に破損または汚染を与えた場合は、速やかに管理者に届け、その指示に従って処理すること。
3. 本物件は住宅地に位置するため、ドアの開閉、エンジンの空吹かし、長時間のアイドリング、深夜の大声等、騒音による近隣住民とのトラブルを起こさないようにすること。
4. 本物件内において、洗車、車両整備などを行うなど、他の契約者に迷惑をかけないこと。
5. 本物件内において、契約車両以外に燃料・油脂等の危険物、その他の物品を放置しないこと。
6. 銃刀剣類、爆発性・発火性・引火性の薬品・油脂類などの危険な物品を車内に積載したまま、駐車しないこと。
7. 車内に貴重品などを外から目につく状態で保管しないこと。
8. 天災地変、火災、投石、落下物、飛来物などにより生じた駐車車両の損傷、車両または車内物品の遺失盜難について賃貸者は、その責を負わない。
9. 本物件内に駐車している車両で、それが契約車両以外の置き去りであると認めた場合は、管理者において適宜に処理を行う。
この場合、これに要した費用は当該、賃借人の負担とする。

以上

馬主車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下『甲』という)と賃借人 近藤 永太郎 (以下『乙』という)とは、甲の所有する自動車保管場所について下記の通り賃貸借契約を締結する。

(契約期間)

第1条 契約期間は、契約日より3年間とする。

- ② 本契約の更新は、契約期間が満了する1ヶ月前までに、双方から何等の申し出がない時は、さらにその期間を延長し、以後はこの例に従って延長することが出来る。

(使用目的)

第2条 乙は契約車両の保管以外の用途に本契約場所を使用してはならない。

契約場所に長期間にわたり登録車両以外の車両を保管する場合は、その旨を書面でもって甲に通知しなければならない。

(賃料)

第3条 乙は、毎月末までに翌月分として覚書に記載の賃料を甲に支払わなければならぬ。なお、振込みの場合は、その振込み手数料は、乙の負担とする。

- ② 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
ただし、本契約解約時は1ヶ月に満たない場合でも、日割り計算は行わない。
- ③ 乙は本契約締結後、6ヶ月以内の解約は6ヶ月に満たない場合でも、甲に6ヶ月分の賃料を支払わなければならない。
- ④ 甲および乙は、次の各号に該当する場合は協議の上、賃料を改訂することが出来る。
- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地の価格の上昇または、低下その他の経済事情により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍同種の物件の賃料に比較して、賃料が不相当となった場合。

(禁止または制限される行為)

第4条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

- ② 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の敷地内において工作物の設置、看板・ポスターなどの掲示を行ってはならない。
- ③ 乙は、本物件の使用にあたり、善良なる管理者の注意をもって使用と管理を行うものとし、危険または近隣の迷惑となる次に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 銃刀剣類、爆発性・発火性・引火性などの危険物品を車両内に保管すること。
 - 二 敷地内において潤滑油や腐食性液体など、排水を汚濁する液体を流すこと。
 - 三 敷地内などの共用部分に物品を置くこと。
 - 四 むやみなエンジンの空噴し、深夜に大声で話をするなど、近隣住民に迷惑をかけたり、他の使用者への迷惑となる行為を行ってはならない。

(修繕)

第5条 甲は、本物件を維持するために必要と判断した修繕を適切に実施する。

この場合において、乙の故意または過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- ② 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、事前に乙に通知を行い実施しなければならない。乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することが出来ない。
- ③ 乙の責に帰すべき事由により、本物件に損害を与えた時は、遅滞なく乙の費用において原状復旧修理または、損害賠償の責に任じるものとする。

(契約の解除)

第6条 次に掲げる各項のいずれかに該当する行為が乙に認められた場合には、甲は、無条件に本契約を破棄することが出来る。

- 一 第2条の目的外使用、第3条の賃料を、正当な事由もなく2ヶ月以上滞納した場合。
- 二 第4条の禁止・制限事項の遵守違反が認められ甲が相当の期間を定めて改善を催告したにも拘らず当該事項の改善がされない場合。
- 三 第5条の費用負担義務の不履行。その他本契約に基づく乙の義務違反。

(乙からの解約)

第7条 本契約締結日から1年以上経過した後は、乙は甲に対して、30日以上前に解約を文書で申し入れすることにより、本契約を解除することが出来る。

- ② 乙は解約の申し入れとともに30日分の賃料を甲に支払うことにより、前項の規程にかかわらず、解約申し入れの日から起算して30日を経過するまでの間、隨時に本契約を解約することが出来る。

(明け渡し)

第8条 乙は本契約が終了する日または、第7条に基づく解約日までに本物件を明け渡さなければならない。

この場合において通常の使用に基づく損耗を除き、原状復帰しなければならない。

(甲の免責事項)

第9条 甲は、天災地変、火災、盗難、投石、落下物、飛来物等によって生じた、乙の車両の損傷、および車内物品の遺失盗難についての責は負わない。

(乙の損害賠償義務)

第10条 乙又は乙の代理人、使用人、運転者、同乗者、その他の者が故意または過失により本物件、付属設備及び他の車両並びに第三者に損害を与えた場合は、乙は甲または被害者に対して損害を賠償しなければならない。

(駐車位置の変更)

第11条 甲は、管理その他の理由により、乙に対して駐車位置の変更を申し入れた場合は、乙はこれに異議なく承諾するものとする。

(協議)

第12条 甲および乙は、本契約に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意を持って協議し解決するものとする。

以上

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印して各1通ずつ所持する。

平成 30 年 3 月 29 日

(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

印 [REDACTED]

(乙) 住所 京都市西京区桂乾町75番地

氏名 [REDACTED] 印 [REDACTED]

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎		整理番号	2
費 目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
支 払 内 容	事務所電気代(従量電灯) 2023年3月分			
支 払 金 額	3,696円	按分率	75%	計 上 額 2,772円
按分率の考え方	事務所状況説明書に記載のとおり			
備 考	選挙準備期間は計上しない			

別紙のとおり

電気料金支払明細書

ご契約名義 : 近藤永太郎 事務所 様
ご使用場所住所 : 京都市 西京区 桂 千代原町 62-2
ご契約種別 : 従量電灯A
お客様さま番号 : [REDACTED]

年 月 分	ご使用量	領収金額	消費税等相当額 (再掲)	領収年月日
2023年 3月分	223kWh	¥4,774	(¥434)	2023年 4月 3日

(3696) (2772-)

合計金額 ¥4,774 (¥434) ¥2,772

2023年 4月28日

関西電力株式会社

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎		整理番号	3
費　　目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
支 払 内 容	事務所電気代(低圧電灯) 2023年3月分			
支 払 金 額	5,062円	按分率	75%	計 上 額
按分率の考え方	事務所状況説明書のとおり			
備 考	選挙準備期間は計上しない			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別紙のとおり

電気料金支払明細書

ご契約名義 : 近藤永太郎 事務所 様
ご使用場所住所 : 京都市 西京区 桂 千代原町 62-2
ご契約種別 : 低圧電力
お客様番号 : [REDACTED]

年 月 分	ご使用量	領収金額	消費税等相当額 (再掲)	領収年月日
2023年 3月分	122kWh	¥6,539	(¥594)	2023年 4月 3日
		(5062円)		3796円

合計金額 ¥6,539 (¥594)

2023年 4月28日

○ 関西電力株式会社

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎		整理番号	4
費 用 目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
支 払 内 容	事務所ガレージ賃借料 2023年5月分			
支 払 金 額	80,000円	按分率	75%	計 上 額 60,000円
按分率の考え方	事務所状況説明書に記載のとおり			
備 考				

領 収 証 近藤永太郎事務所様

No._____

★ 義 80,000

但 事務所、ガレージ 5月分 賃料

2023年 4月 21日 上記正に領収いたしました

内 訳

支金額

比率等(%)

200円

コクヨ ウケ-SBN

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎		整理番号	5	
費 目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	トータルサービス料金 4月(2023年2月分)				
支 払 金 額	6,493円	按分率	75%	計 上 額	4,869円
按分率の考え方	事務所状況説明書に記載のとおり				
備 考					
別紙のとおり					

領 収 証

16000-2002836

近藤永太郎事務所 様

收
入
印
紙

金額 ￥6,493 ※

但し 請求書通り

令和 5 年 04 月 06 日

上記の金額正に領収いたしました。

京都市中京区三条通烏丸西入御簾町8号
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
TEL: 052-721-XXXX



(本証に社印および扱者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

近藤永太郎事務所

様

請 求 書

発行日：2023年03月02日
請求書番号：830301-0104990

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン
TEL: 052-721-XXXX

今回之請求額 6,493円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合せ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： [REDACTED] 電話： 0120-069-840

お支払約束日	2023年04月06日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	[REDACTED]
本・支店名	[REDACTED]
預金種目／口座番号	[REDACTED] *****
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より 引落しさせて頂きます。

料金項目 / 品名	期間 / 送品 N.O.	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1 トータルサービス料金	2023/02/01-2023/02/28				5903
2 フクシマ	1カウント以上	5076	1.30	6598	
3 フルカラー	1カウント以上	127	15.00	1905	
4 使用台数		3203			
5					
6 [代金/料金合計]					5903
7 [消費税および地方消費税(10%)]					590
8 [今回之請求額]					6493
9					
10 × 利用機種 / 機種番号 : DT STAR X2510C INTL 11356690	2023/02/01-2023/02/28				
11 (今回) (前回) (テスト) (ミス)					
12 (114835) (111727) (0) (32)					
13 2 (3209) (3080) (0) (2)					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎		整理番号	6
費 目	調査研究費、研修費、広報費、要請接待等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、人件費			
支 払 内 容	事務所 電話料金 (393-7729) 3月(2023年2月使用)			
支 払 金 額	12,670円	按分率	75%	計 上 額 9,502円
按分率の考え方	事務所状況説明書に記載のとおり			
備 考				

別紙のとおり

〒615-8085
京都市 西京区桂千代原町62-2

近藤 永太郎
様

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 075-393-7729

年月分	支払金額	支払年月日	記事
2023年 3月分	15,530円	2023年 4月10日	西日本ご利用分 9502
合計	15,530円		計 9502 円

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。

※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2023年 4月28日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

加入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ

お電話を提供するNTT西日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。
お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。
固定電話（通話）のご利用態様には、切替にどちらなう手続き等は不要です。

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～
<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2024ikou/>

NTTファイナンス】や【NTT】をかたつた不審な電話・SMSにご注意ください

NTTファイナンス】や【NTT】をかたつたり、架空の未納料金の支払を要求する、著な自動音声による電話催促や不審なSMSが届く事象が発生しております。NTTファイナンスやNTTでは、自動音声による電話催促やSMSによる料金のお支払いがない「ご利用料金の追徴がとれていない」等のご案内を実施しております。詳しくは、下記NTTファイナンスお客様相談センターへお問い合わせください。

NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
ゼロ ハチ ゼロ ゼロ から始まるフリーダイヤル（通話料無料）です
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

お知らせ
ユニバーサルサービス料には、2022年4月利用料分から2022年の割引料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番ややあたり1.1円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一社社法人地域住民者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.rca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

* * *ユニバーサルサービス料について* * *
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入者契約料）の料金を算出するため、ご負担いただく料金です。なお、社会法人地域住民者協会から1番ややあたりの費用（削除料）が公表されています。

□座振替のご案内（西日本ご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
075-393-7729	2023年3月ご請求分	2023年4月10日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)		15,530円

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞料が発生いたします。
お振替日にお振替が出来なかった場合は延滞料が発生いたします。
お振替日にお振替が出来なかった場合は延滞料が発生いたします。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お支払電話番号等
(BILLING NUMBER) 075-393-7729

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
近藤 永郎

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年 3月26日発行)

2023年 12月ご請求分
(2023年 3月10日振替)

領取金額 (AMOUNT RECEIVED) 13,081円

金額欄開名
Amount Open
口座番号
ACCOUNT

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

印紙税申告附
付につき芝
折務監査認済

お知らせ
お支払月のご請求額が5,300円
(合計) 15,530円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

* * * NTTファイナンスからのお知らせ * * *
* * * NTTグループ各社ご請求金額 * * *
NTT西日本分ご請求額
お支払月のご請求額が5,300円
NTTファイナンスからのお知らせ
お支払月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。
* * * NTT西日本からのお知らせ * * * フレッシュ光の割引サービス（光もつともっと割、We b光もつともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動的に解約される場合があります。契約期間満了月とその翌月の解約が必要です。料金は発生しません。詳しく述べはNTT西日本公式サイト <https://lets-war.com/> でご確認ください。* * * NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

お電話の多忙
料金名簿更新は
毎月最終日116
まで実施されます。
NTT東西の加入者契約料の料金を算出するため、ご負担いただく料金です。なお、社会法人地域住民者協会から1番ややあたりの費用（削除料）が公表されています。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎		整理番号	7
費目	調査研究費、研修費、広報費、要請旅費等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、 事務費 、人件費			
支払内容	コピー機 トナー代			
支払金額	31,185円	按分率	75%	計上額 23,388円
按分率の考え方	事務所状況説明書に記載のとおり			
備考				

No 067129		領 収 証	印紙
近藤 永太郎事務所様		令和 二年 五月 13日	5万~100万 200 ~200万 400 ~300万 600 ~500万 1000
右金額正に領收取致しました		¥ 31185	円
ただし		<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 小切手 <input type="checkbox"/> 手形 /	
アスクナ代金		<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 相殺 <input type="checkbox"/>	
ウエタ		株式会社 ウエタ 本社	取扱者
		京都市中京区五条堀町角 TEL (075) 341-4111	

参考様式

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	
現住所	[REDACTED]	TEL

下記の条件で契約します

雇用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
就業場所	京都市西京区木屋千代原町62-2 京都府議会議員近藤永太郎事務所
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (12:00 ~ 13:00)
休日	土・日・祝祭日、年末及び夏期休暇
給与(賃金)	月額 (15,400円)
給与支払	当月分を 25日に支払う
給与振込先	現金支払

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2023年3月31日

雇用者 近藤永太郎

被雇用者 [REDACTED]

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎		整理番号	9
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請賃借等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費			
支 払 内 容	事務所職員給与 2023年4月分			
支 払 金 額	96,693円	按分率	75%	計 上 額 72,519円
按分率の考え方	事務所状況説明書に記載のとおり			
備 考	4/3~4/7は選挙のため計上しない			

別紙のとおり

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 4 月分		氏 名	[REDACTED]	議員との 関係	<input type="checkbox"/> 親族 (□生計同一 □その他) <input type="checkbox"/> □関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> ■上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務			備考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	土						
2	日						
3	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
4	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
5	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
6	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
7	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
8	土						
9	日						
10	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
11	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
12	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
13	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
14	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
15	土						
16	日						
17	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
18	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
19	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
20	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
21	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
22	土						
23	日						
24	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
25	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
26	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
27	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
28	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
29	土						
30	日						
計 20 日間勤務 (D) (A)			140:00	計 (A')	0:00		
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 近藤 永太郎 							
【総支給額の計算】							
① 時給の場合 (A) [140.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (B) ①' 月額の場合 154,000							
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)							
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [20 日] × [単価 円] = 0 円 (E) ③' " 月額の場合							
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 154,000 円 (F)							
【実支給額 (総支給額-諸控除額) の計算】							
(F) - [25,072 円 (G)] (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 128,928 円 (H) 金 128,928 円 (H) 左記金額を確かに領収致しました。 (96693円) 氏名 [REDACTED]							
72519 円							
【政務活動費充当額の計算】							
○ 給与 実支給額 (H) [154,000 円] × [按分率 75 %] = 115,500 円 (I) ○ 保険料等雇用主負担額 [46,000 円] × [按分率 75 %] = 34,500 円 (J) ○ 諸控除額 (G) [25,072 円] × [按分率 75 %] = 18,804 円 (K) ○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 150,000 円							

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	近藤 永太郎			整理番号	10
費 用 目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費				
支 払 内 容	事務所職員 厚生保険料 2023年4月分				
支 払 金 額	34,500円	按分率	75%	計 上 額	25,875円
按分率の考え方	事務所状況説明書のとおり				
備 考	4/3~4/7は選挙のため計上しない				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

納入告知書 納付書・領収証書

国 庫 金

厚 生 保 険

年度 年金特別会計 内閣府厚生労働省 取扱店番号
 5 0343 6375 00065375 厚生労働省年金局(京都西)



納付
日付
年月
令和5年
4月分

納付
期間
令和5年
5月31日 右記の
令和5年 納付して
5月19日

健 康 助 定
健 康 保 險 料
16144 円

厚 生 年 金 助 定
厚 生 年 金 保 險 料
29280 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て支出金
576 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支出金
令和5年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
 35コトナ 03927 円
 取扱店番号 納付番号 確認番号

合 計 額
 千 百 十 位 千 百 十 万 千 百 十 円
 ¥ 4 6 0 0 0

令和5年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 京都西 年金事務所
 延滞金の期団内に完納されなかつたときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第161条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の元本の割引は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入収官

厚生労働省年金局事業管理課長

615-8085 京都市 西京区
 桂千代原町 62-2

近藤永太郎事務所 近藤 永太郎
 2643 35-コトナ 03927 090504

様

上記の合計額を領収しました。
 (領収印付箇所)
 5. 5. 25

(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

(34500円)

25875 円

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。